

原議保存期間10年
(平成34年3月31日まで)

警察庁丙組犯収発第7号
平成24年3月26日
警察庁刑事局組織犯罪対策部長

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う下位
法令の公布について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」(平成23年法律第31号。以下「改正法」という。)については、平成23年4月28日に公布され、罰則に係る一部の規定は同年5月28日から施行されているところであるが、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(平成24年政令第55号)の規定により、その他の部分が平成25年4月1日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」(平成24年政令第56号。以下「整備令」という。別添1及び2参照)、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令」(平成24年内閣府等令第1号。以下「改正主務省令」という。別添3及び4参照)、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部を改正する規則」(平成24年国家公安委員会規則第2号。別添5及び6参照)及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第8条第11号の規定に基づき、国又は地域を指定する件の一部を改正する件」(平成24年国家公安委員会、金融庁告示第1号。別添7及び8参照)が公布され、一部の規定を除き、いずれも平成25年4月1日から施行することとされた。これらのうち整備令及び改正主務省令の概要及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、以下本通達において、改正法による改正後の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年法律第22号)を「新法」と、整備令による改正後の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」(平成20年政令第20号)を「新令」と、改正主務省令による改正後の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」(平成20年内閣府等令第1号)を「新規則」という。

記

第1 整備令の概要

1 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正

(1) 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引関係(新令第11条及び第12条関係)

ア 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引について、その額を超える財産の移転を伴うものに際して資産及び収入の状況の確認を行わなければ

ならないこととなる政令で定める額を200万円とした。

イ 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として、その締結が特定取引に該当することとなる契約に基づく取引であって、次のいずれかに該当するものを定めることとした。

○ その取引の相手方が当該契約の締結に際して行われた契約時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引

○ 契約時確認が行われた際に当該契約時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との取引

ウ その国又は地域に居住し又は所在する者に係る一定の取引が厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引となる犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分と認められる国又は地域をイラン及び北朝鮮とした。

(2) その他

その他所要の改正を行うこととした。

2 施行期日

1 (2)の一部を除き、平成25年4月1日とした。

第2 改正主務省令の概要

1 改正法の施行に伴う改正

(1) 取引時確認の方法関係（新規則第5条、第8条、第9条及び第10条第1項、第11条から第13条まで関係）

通常の特定期取引（新法第4条第1項）又は厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引（同条第2項）に際して行う顧客等又は代表者等の取引時確認の方法について定めることとした。

(2) 疑わしい取引の届出様式関係（新規則別記様式第1号から第3号まで関係）

取引時の確認事項が追加されること等を踏まえた所要の改正を行うこととした。

(3) その他

その他所要の改正を行うこととした。

2 その他の改正

(1) 現行で本人確認を要しないこととされている郵便物受取サービス業者（私設私書箱業者）に係る一定の契約の締結について、犯罪による収益の移転に利用されると認められることから、新たに確認の対象となる取引とすることとした。（新規則第4条関係）

(2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成23年内閣府令第70号）により記載事項の変更の届出が義務付けられることとなる運転経歴証明書について、本人確認書類として明示的に規定することとした。（新規則第5条関係）

(3) 平成23年東北地方太平洋沖地震による被害の状況等を踏まえた被災者の本人確認方法及び寄附金の振込に際しての本人確認対象取引の特例を廃止することとした。

（附則第6条関係）

(4) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

2(2)以下(うち2(2)及び(3)に係る部分は、平成24年4月1日)を除き、平成25年4月1日とした。

第3 留意事項

- 1 改正法の施行に伴う関係通達の整理等については、別途通達する。
- 2 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に係る留意事項等について」(平成23年4月28日警察庁丙組犯収発第3号、丙捜二発第12号)第1の4及び第2の2のとおり、改正法による罰則の強化に係る部分等(罰則の条項の移動を除く。)については、既に平成23年5月28日から施行されていることに留意されたい。

【別添略】